

# 避難促進施設の避難確保計画作成に係る取組

令和元年11月18日  
火山防災協議会等連絡・連携会議(第8回)



内閣府(防災担当)



# 改正活火山法における避難促進施設、避難確保計画の位置付け

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

## 1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要

## 2. 法律の概要

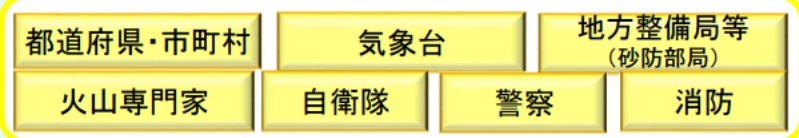
### 国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

#### ○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

**火山災害警戒地域の指定（第3条）** 警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を基本）

**火山防災協議会（第4条）** …関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）  
必須構成員



必要に応じて追加

観光関係団体 等 ※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

#### 協議事項

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

#### 噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

#### 火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

#### 噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

#### 避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

#### 【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 右の2. 3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整 等

#### 【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助 等

#### 【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知

#### 【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

#### ○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

#### ○自治体や登山者等の努力義務（第11条）

・自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定  
・登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定

# 改正活火山法における避難促進施設、避難確保計画の記載

## 〈活動火山対策特別措置法〉（昭和四十八年七月二十四日法律第六十一号 最終改正：平成二十七年七月八日法律第五二号）

第六条 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

第八条 第六条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成しなければならない。

2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該避難確保計画を変更したときも、同様とする。

3 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

4 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

5 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第三項の避難訓練に参加しなければならない。

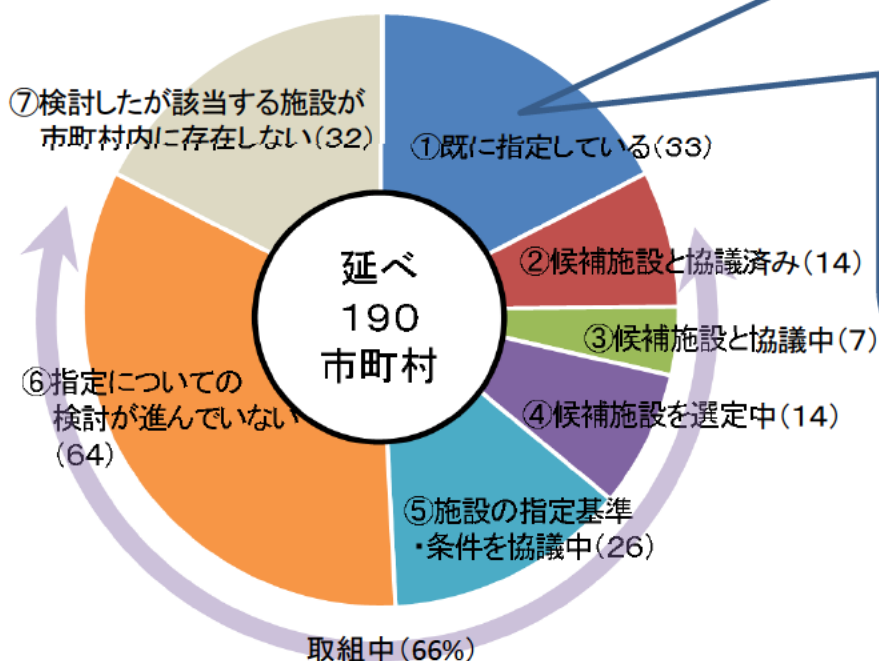
6 避難促進施設の所有者又は管理者は、第三項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。



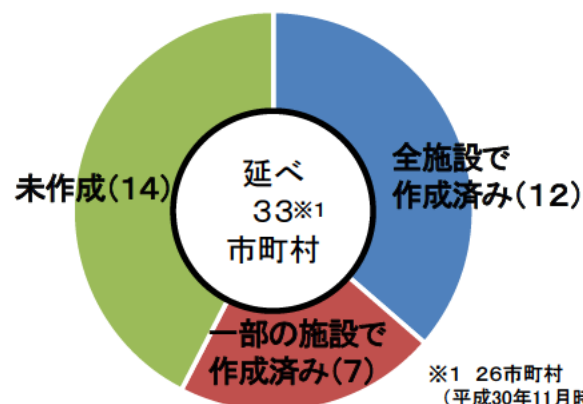
# 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成の取組状況①（令和元年7月31日現在）

- 火山災害警戒地域の延べ190市町村に対して、避難促進施設と避難確保計画についてアンケート調査。
- 避難促進施設の指定状況についての回答は次の通り。
  - ・33市町村（約17%）で指定実施、32市町村（約17%）で該当する施設なしとしている。
  - ・残りの124市町村（約66%）で、候補施設との協議などの作業途中など、指定が未だ実施されていない。
- 避難確保計画の作成状況について、施設指定済みの33市町村のうち、12市町村（約36%）では全施設で作成済み。避難促進施設ごとに見た場合には、343施設中266施設（約78%）で作成済みであった。

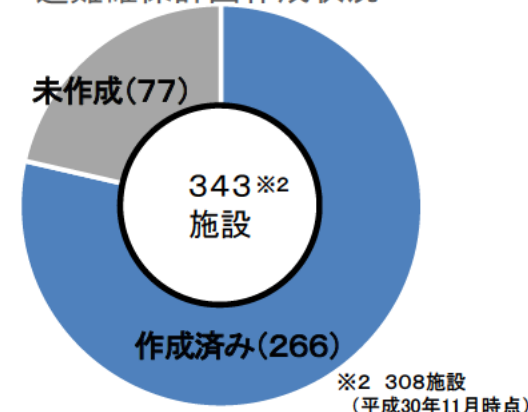
火山災害警戒地域の市町村における  
避難促進施設の指定等の状況



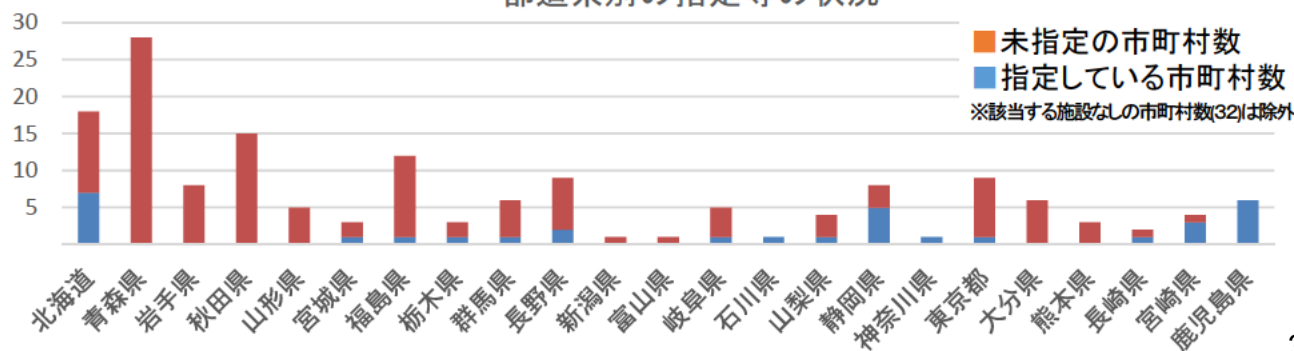
避難促進施設を指定した市町村における  
避難確保計画作成状況



避難促進施設における  
避難確保計画作成状況



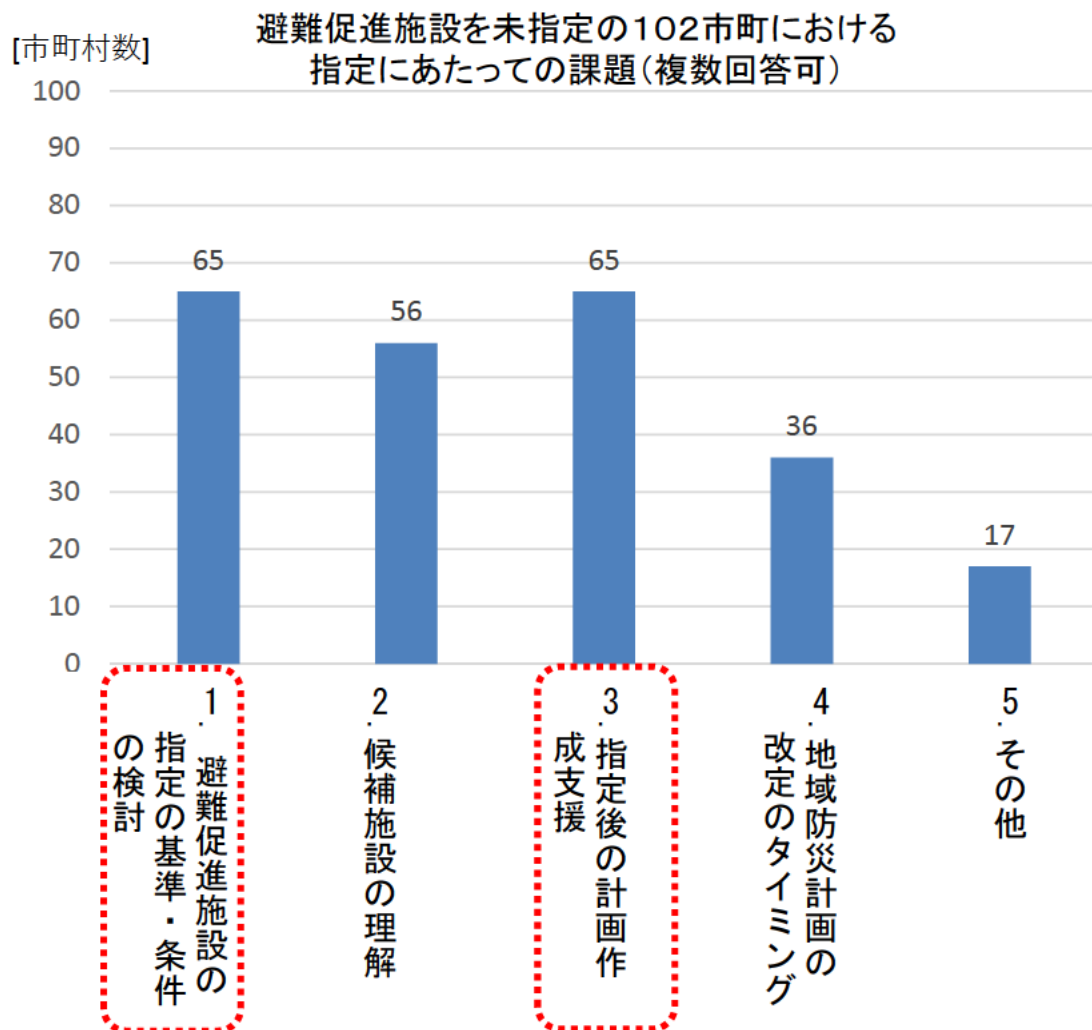
都道府県別の指定等の状況



# 市町村における避難促進施設の指定にあたっての課題

- 避難促進施設を未指定の102市町※へのアンケートでは、65市町村(約64%)で「避難促進施設の指定の基準・条件の検討」、「指定後の計画作成支援」が避難促進施設の指定にあたって課題と感じていた。
- 「避難促進施設の指定の基準・条件の検討」では、指定対象施設が多くなった場合の指定後の避難確保計画作成に関する懸念や、指定理由の対象施設への説明が難しい等の課題が挙げられた。「指定後の計画作成支援」についての具体的な課題として、支援の方法が分からないことや、雛形を作成する知識が不足しているなどのノウハウの不足が挙げられた。

※「避難促進施設の指定を実施している」もしくは「該当する施設が存在しない」以外の回答があった市町村

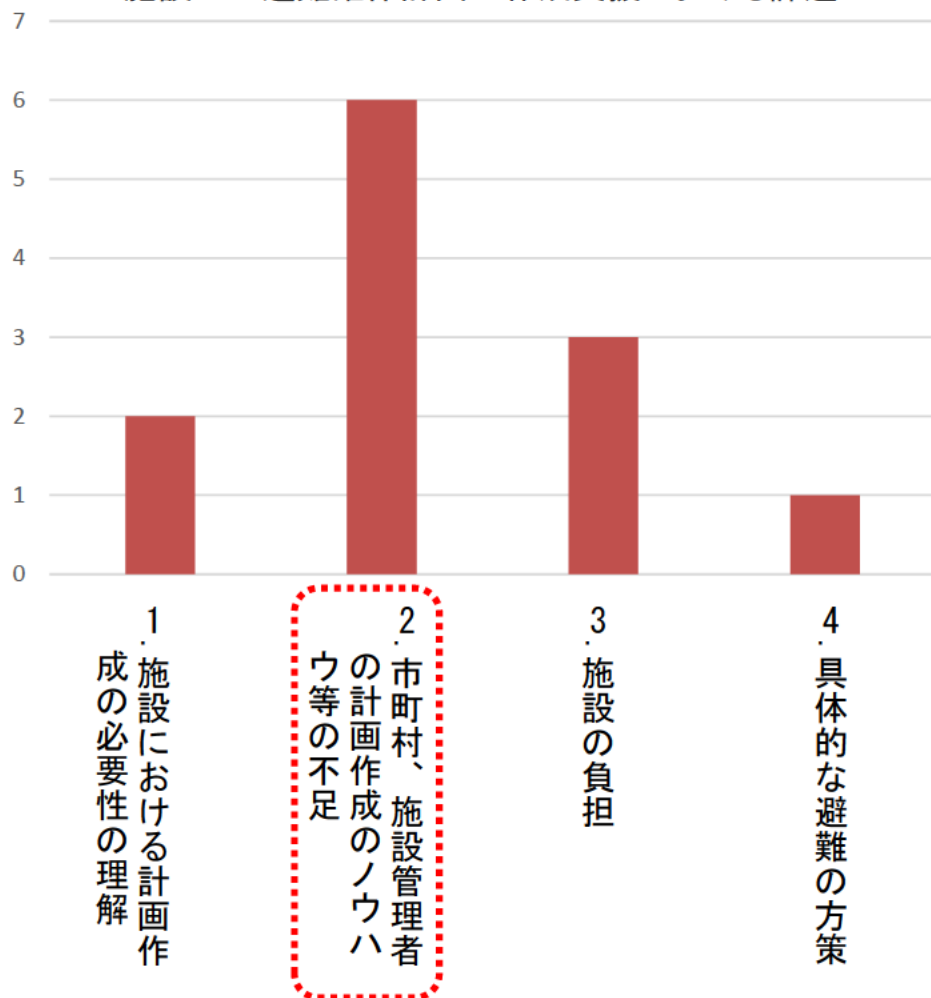


分類	主な意見
1. 避難促進施設の指定の基準・条件の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハザードのエリアが市街地であり、<u>対象施設が非常に多く計画作成の対応に苦慮することが予想される。</u></li> <li>● 今後検討しなければならない課題である。</li> <li>● <u>指定理由について対象施設への説明の仕方が難しい。</u></li> </ul>
2. 候補施設の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光等における風評被害も懸念され、施設管理者等からも同意を得られない。</li> </ul>
3. 指定後の計画作成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定した施設に対する<u>計画作成支援の方法がわからない。</u></li> <li>● 対象候補施設にノウハウがない。</li> <li>● 市町村で<u>雛形等を作成しなければならないと思うが、知識不足により進んでいない。</u></li> </ul>
4. 地域防災計画の改定のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災計画を改正する際に意見を聴く火山防災協議会と、市町村防災会議の開催時期が合わず、改正まで時間がかかる。</li> </ul>
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定することによる風評被害への懸念</li> <li>● 知識、人員不足</li> <li>● 避難促進施設の基準や条件を協議する前に、地域の住民等への火山災害に関する基礎知識の普及啓発が必要</li> <li>● 避難促進施設、緊急避難場所、指定避難所の違いがわからない。</li> </ul>

# 市町村による避難確保計画の作成支援にあたっての課題

- 施設の避難確保計画の作成支援における課題に関する市町村へのアンケートでは、市町村、施設管理者の計画作成のノウハウ等の不足に関する回答が最も多かった。
- 具体的な内容としては、類似施設での作成例など具体的な情報が不足している、施設管理者がどのように計画を作成していいのかが戸惑いがあった、自治体は施設の詳細までは分からないため適切な支援が難しい、などが挙げられた。

[市町村数] 避難促進施設を指定した26市町村における施設への避難確保計画の作成支援における課題



分類	主な意見
1. 施設における計画作成の必要性の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 想定火口から各避難促進施設までの距離が離れていることもあり、避難確保計画の作成に疑問を持つ施設もあった。</li> </ul>
2. 市町村、施設管理者の計画作成のノウハウ等の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似施設の作成例など具体的な情報が不足していた。</li> <li>● 施設管理者に、どのように計画を作成していいのかが戸惑いがあった。</li> <li>● 施設管理者が計画作成に不慣れである。また、市は施設の詳細まではわからないため、適切な支援が難しい。</li> <li>● 避難促進施設の所有者に、内閣府の手引きを渡すだけでは作成することが難しいため、防災部局がひな型を作成するなどの支援が必要であった。</li> </ul>
3. 施設の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族経営など小規模な避難促進施設においては、避難確保計画の作成が負担となっている。</li> <li>● 宿泊施設では業務多忙の中の避難確保計画作成となるため、負担となっている。</li> </ul>
4. 具体的な避難の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 突発的に噴火した場合についての、規制範囲外への避難のタイミング</li> <li>● 大規模噴火の際の、施設から町外への避難対応について、町の避難計画で今後検討する必要がある。</li> </ul>



# 突発噴火時の緊急避難対策の推進（避難確保計画の作成支援）

- 平成31年度より集客施設等の避難促進施設における避難確保計画の作成支援に着手

## 事業目的

御嶽山や本白根山では突発的な噴火が発生。火口周辺には集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）が存在し、旅行者等の円滑な避難には、各施設による避難誘導が重要。

活動火山対策特別措置法の改正により、市町村が指定する集客施設や要配慮者利用施設の所有者等に対して、「避難確保計画」の作成や、計画に基づいた訓練の実施等が位置付けられた。

集客施設等の所有者の計画作成を支援し、支援から得られた知見を全国で共有することで、各避難促進施設における避難確保計画の作成を促進し、もって火山防災対策をより一層推進していくものとする。

## 実施内容

種類や状況の異なる集客施設等をモデルとして、都道府県や市町村等を交えて、避難確保計画を協働で検討し、避難確保計画の作成に当たっての具体的な課題と解決策を検討。

モデル検討の成果を踏まえて、避難確保計画の検討の具体的な進め方についての事例集等を整備。



＜複数施設が共同して計画を作成している事例＞

グループ		施設例
集客施設	A	交通関係施設 ロープウェイ、バスターミナル 等
	B	宿泊施設 ホテル、山小屋 等
	C	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 キャンプ場、スキー場 等
	D	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 観光案内所、土産屋 等
利 要 配 慮 者 利 用 施 設	E	医療機関 病院、診療所 等
	F	医療機関以外の要配慮者利用施設 学校、老人福祉施設 等

＜主な避難促進施設の例＞

# 集客施設等における噴火時等の 避難確保計画作成の手引きについて



## ●背景

- 「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)」  
(平成27年3月 火山防災対策推進WG)  
⇒ 施設の所有者等による施設利用者への情報伝達や避難誘導など**避難確保に関する計画(避難確保計画)の作成を促進**すべき
- 「活動火山対策特別措置法」の改正(平成27年12月 施行)  
⇒ 市町村が指定する、不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設(避難促進施設)の所有者等に対し、**避難確保計画の作成・公表等を義務化**

## ●委員会の開催

- 「噴火時等の避難計画の手引き作成委員会」の開催  
(平成27年12月～平成28年3月、計3回)
  - ・火山防災の有識者(池谷浩(一般財団法人砂防・地すべり技術センター研究顧問)他)、火山学者、火山地域の自治体、登山・旅行の関係者等により構成
  - ・**施設の所有者等が、避難確保計画を作成する際の参考とするために作成**

## ●手引きの概要

### ○解説編

#### ・避難確保計画を作成すべき施設

- 火山防災協議会における議論を基に市町村が選定  
例)・突発的な噴火が発生した際に直ちに対応が必要な火口近くに位置する施設  
・火口から遠くても利用人数が多い大規模な施設

#### ・計画作成にあたっての留意点

- (1) 避難確保計画の検討体制の構築
- (2) 市町村との連携・協力体制の構築
- (3) 避難確保計画の作成主体  
→ 単独で作成するか、共同して作成するか
- (4) 施設のグループ分け



<複数施設が共同して計画を作成している事例>

グループ		施設例
集客施設	A 交通関係施設	ロープウェイ、バスターミナル 等
	B 宿泊施設	ホテル、山小屋 等
	C 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場等
	D その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、土産屋 等
利用要配慮施設	E 医療機関	病院、診療所等
	F 医療機関以外の要配慮者利用施設	学校、老人福祉施設 等

- (5) 避難訓練の実施と計画の見直し

### ○計画作成編

・実際の計画の記載例も掲載

#### 避難確保計画に定めるべき項目

- 1. 計画の目的** 避難確保計画の位置づけや目的
- 2. 施設の位置** ハザードマップや噴火警戒レベルに対応した規制範囲との施設の位置関係
- 3. 避難確保を行うべき人数及び範囲**
  - ・施設の従業員や利用者等の人数の把握
  - ・施設周辺からの緊急退避者数も想定
- 4. 防災体制**
  - ・災害対応時の体制や従業員の役割分担
  - ・複数施設が共同して計画を作成している場合は、代表施設が情報を集約
- 5. 情報伝達及び避難誘導** 防災対応を3ケースに分類し、それぞれの情報伝達と避難誘導の方法
- 6. 資器材の配備等**
  - ・市町村との情報通信手段の配備と維持管理
  - ・ヘルメットやマスク、水・食糧等の準備
  - ・必要に応じて建物の屋根等を強化
- 7. 防災教育及び訓練の実施等**
  - ・従業員への防災教育
  - ・避難訓練の実施とそれに基づく計画の検証・見直し
  - ・パンフレットの配布等、登山者や旅行者への啓発
  - ・日頃から火山活動を観察し、異常があれば通報

- ①噴火警戒レベル引上げ等が無く、突発的に噴火した場合  
施設が自ら判断し防災対応を開始  
情報伝達: 施設が噴火を察知し、市町村へ状況を伝達  
避難誘導: 利用者等に屋外から屋内への緊急退避を呼びかけ → 屋内のより安全な場所への誘導 → 火山活動の状況に応じて規制範囲外まで誘導
- ②噴火警戒レベル引上げ等により、避難が必要となった場合  
市町村からの情報に基づき避難を開始  
情報伝達: 市町村からの避難指示等を利用者等に伝達  
避難誘導: 利用者等を規制範囲外まで誘導
- ③噴火警戒レベル引上げがあっても、避難を必要としない場合  
市町村からの情報を利用者等に伝達  
情報伝達: 市町村からの立入規制等の情報を利用者等に伝達  
避難誘導: 利用者等に危険な範囲に立ち入らないよう呼びかけ

### ○参考資料

・本手引きの用語解説 ・火山防災の基本知識

# 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き における避難確保計画を作成すべき施設等に関する記載

## ○「避難確保計画」を作成すべき施設について

施設の所有者等が作成する「避難確保計画」は、市町村地域防災計画に定める警戒避難体制だけでは、適切かつ円滑な防災対応をとることが困難であり、市町村が火山地域全体の防災対応を実施する中で、情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要があると考えられる施設において作成する必要がある。具体的には、次のような施設が想定される。

### ① 火口近くに位置する施設

突発的な噴火が発生した場合、市町村からの避難指示・勧告等の具体的な防災対応の指示が、噴火後、現場に届くまでにはしばらく時間がかかることから、各施設においては自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。突発的な噴火は、水蒸気噴火等の前兆現象が捉えにくい、比較的小規模な噴火であることが多く、このような噴火に伴う噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生している。火口近くに位置する施設においては、このような場合を想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

### ② 利用者が多い大規模な施設

マグマ噴火等の居住地域へ影響が及ぶ比較的大規模な噴火が発生した場合、居住地域に位置する施設のうち、特に利用者数が多い大規模な施設では、避難にあたり混雑が生じることのないよう、施設内の利用者に対する情報伝達や円滑な避難誘導を行うことが必要となるため、このような場合を想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

実際に、「避難確保計画」を作成すべき施設を選定する際には、火山災害は、噴火の規模・形態、地域特性などが火山ごとに多様であることから、各火山地域の実情を考慮し、火山防災協議会において十分に議論する必要がある。

## ○「避難確保計画」作成に係る市町村の役割

市町村は、避難促進施設を市町村地域防災計画に位置付けるときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴くとともに、当該施設の所有者等と十分に調整を行う必要がある。

また、市町村は、施設所有者等に、必要な助言や情報提供をするとともに、「避難確保計画」の作成の支援や、施設所有者等から報告を受けた際に取組が不十分な場合には助言・勧告を行うことで、実効性の高い避難確保計画とする必要がある。

さらに、市町村は、火山現象に関する情報を、適確に避難促進施設に伝達する必要がある。

### < 避難促進施設の分類 >

		グループ	施設例
集客施設	A	交通関係施設	ロープウェイ、バスターミナル 等
	B	宿泊施設	ホテル、山小屋 等
	C	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場等
	D	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、土産屋 等
利 用 配 慮 者	E	医療機関	病院、診療所等
	F	医療機関以外の要配慮者利用施設	学校、老人福祉施設 等



# 「計画作成編」の構成と活用方法

## 基本事項

### 6 資器材の準備及び施設の整備

#### <解説>

- 施設の建物については、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、その強化に努めることが望ましい。また、地区一体で計画を作成する場合には、安全な空間を有する施設を特定していくことも重要である。
- 各施設は、情報収集・伝達に活用する機器や設備、避難誘導の際に必要な資器材を計画に記載しておくとともに、その整備や維持管理に努める。
- 特に、適切かつ円滑な避難のためには、市町村との情報共有・伝達を確実に行うことが必要不可欠であることから、情報通信手段については、停電や断線などの事態も想定し、必要に応じて複数手段を確保しておくなど、確実な整備と維持管

## 施設ごとの留意事項

留意事項	施設分類
医療施設や福祉施設においては、資器材や備蓄品目の中に、担架や車いす、カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）を記載し、その維持管理に努める。	E, F

#### <記載例>

##### 【例1：単体施設の例】

- 設備・資器材、備蓄物資
  - 情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。
  - 施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。


## 記載例

- 計画作成編は、避難確保計画に定めるべき項目ごとに、**基本事項、施設のグループごとの留意事項、記載例**という構成になっている。
- 各項目の基本事項や施設グループごとの留意事項を理解し、記載例をもとに、計画を作成していく。
- 記載例には、施設単独で避難確保計画を作成することを想定したもの（例1）と、複数の施設が地区一体で計画を作成することを想定したもの（例2）を掲載している。


# 避難確保計画作成の流れと留意点①

## <作成の流れ>

市町村により  
避難促進施設の指定を受ける

- 
- (1)避難確保計画の検討体制の構築
  - (2)市町村との連携・協力体制の構築
  - (3)避難確保計画の作成主体  
(単独か、共同して作成するか)
  - (4)施設の特徴に関する留意点の確認

避難促進施設の所有者等による  
避難確保計画の作成、公表および  
市町村への報告

- 
- (5)避難訓練の実施と計画の見直し

避難促進施設の所有者等による  
避難訓練の実施および  
市町村への報告

## (1)避難確保計画の検討体制の構築

避難確保計画を主体的に検討するチームなどを立ち上げる等、計画の検討・作成を効率的に進める体制を構築することも有効。

## (2)市町村との連携・協力体制の構築

- 火山ハザードマップや防災マップを確認し、どのような危険に備える必要があるか、十分に把握することが重要。
- 噴火時等の防災対応の際、特に規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等については、市町村と十分に連携をとる必要があるため、市町村地域防災計画と整合のとれた計画となるよう、計画作成段階から、市町村と十分な連携・協力体制を構築することが重要。



## 避難確保計画作成の流れと留意点②

### (3)避難確保計画の作成主体 ～単独で作成するか、共同して作成するか～

- 不特定多数の人が集まる施設が一定の地区にまとまって所在している地区では、噴火時等には、周辺の施設が連携して地区内にいる人たちの避難誘導などを行うことが重要。また、施設規模によっては、単独で防災対応を行うことが難しい施設もある。
- このような場合は、**複数の施設が共同し地区一体で避難確保計画作成**することが望ましい。
- 単体施設として計画作成するか、もしくは、複数の施設が共同して地区一体の計画作成するか、**施設の立地条件や規模、利用者の避難誘導の方法、さらに、周辺施設の意見を踏まえ、市町村と十分協議して決める必要がある。**





# 避難確保計画作成の流れと留意点③

## (4)施設の特徴に関する留意点の確認

- 避難促進施設は、施設の種類や形態によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なる。計画作成の際には、施設の特徴や実情を十分に踏まえて計画を作成することが重要。
- そこで、本手引きでは、多種にわたる施設について、それぞれの特徴を踏まえ、以下のようにグループ分けをした。このグループ分けに基づいて、「計画作成編」に、計画作成上の留意点等を整理して示した。

グループ		施設例	
集客施設	A	交通関係施設	ロープウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル 等
	B	宿泊施設	ホテル、旅館、山小屋 等
	C	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場、植物園、動物園 等
	D	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、休憩施設、飲食店、物品販売業を営む店舗(土産屋等) 等
利要配慮者施設	E	医療機関	病院、診察所 等
	F	医療機関以外の要配慮者利用施設	保育園、幼稚園、小学校、中学校、老人福祉施設、障害者支援施設 等

## (5)避難訓練の実施と計画の見直し

- 施設の従業員等が日頃から避難確保計画に習熟しておくために、また、計画がより実践的なものになるよう、計画を検証し見直しを行うためにも避難訓練の実施が必要。

# 避難確保計画記載事項

## 【記載事項】

- ① 避難促進施設の**防災体制**に関する事項
- ② 避難促進施設を利用している者の**避難の誘導**に関する事項
- ③ **避難訓練**及び**防災教育**の実施に関する事項
- ④ 避難促進施設を利用している者の**円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置**に関する事項

※活動火山対策特別措置法施行規則第4条

- 1 計画の目的
- 2 施設の位置
- 3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲
- 4 防災体制
- 5 情報伝達及び避難誘導
- 6 資器材の配備等
- 7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

避難確保計画

令和〇年〇月

## 2. 施設の位置（手引きp20, 21）

ハザードマップや噴火警戒レベルに対応した規制範囲との施設の位置関係図

施設に影響する現象を明記

火山ハザードマップ等を活用し、施設・地区と規制範囲等の位置関係を明記

- 当地区は、〇〇山想定火口域から約3.8kmに位置しており、噴火警戒レベル3（入山規制）の場合は、立入規制が行われ、避難が必要となる。
- 当地区に影響のある火山現象は、〇〇山火山防災マップによると、以下のとおりである。  
〔 大きな噴石、融雪型火山泥流 〕
- 以下に、施設の位置図を示す。



### 3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲① (p22, 23)

施設従業員や利用者等の人数、  
施設周辺から緊急退避者数

最盛期の最も混み合う時期の  
施設・施設周辺にいる観光客を想定

日中と夜間で、利用者数が  
大きく異なる場合は、それぞれの  
時間帯で人数を想定

#### 【単体施設の例】

- 避難確保を行うべき対象は、当施設従業員、利用者、また当施設の周辺にいる登山者・観光客等(以下「利用者等」という。)とする。
- 当施設の従業員数、最大利用者数、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

避難を確保すべき利用者等  
(日中のピーク:〇月の休日の〇時ごろを想定)

従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等
人	人	人

避難を確保すべき利用者等  
(夜間のピーク:〇月の休日の夜間を想定)

従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等
人	人	人



## 5. 情報伝達及び避難誘導 (p29)

防災対応について、3つのケースに分けて記載している。

- ① 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合
- ② 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
- ③ 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合

それぞれのケースに応じた情報伝達と避難誘導方法について定める必要があり、手引きでは考え方を整理し、記載している。



## 5. 情報伝達及び避難誘導 【突発的に噴火した場合の基本的な対応】 (p29)

- 自ら判断し防災対応を開始する必要がある、直ちに災害対応体制をとる。
- 基本的な対応として、施設は市町村に状況を伝達するとともに、利用者等に対して緊急退避等と呼びかける。
- 市町村とはその後も継続して連絡をとり、情報の共有を図る。
- 噴石等から利用者等を守るため屋外から屋根がある場所への緊急退避の誘導等を行う。緊急退避後、必要に応じて屋内のより安全な場所への誘導を行う。その後に、火山活動等の状況に応じて、規制範囲外までの避難誘導を行う。

# 5. 情報伝達及び避難誘導

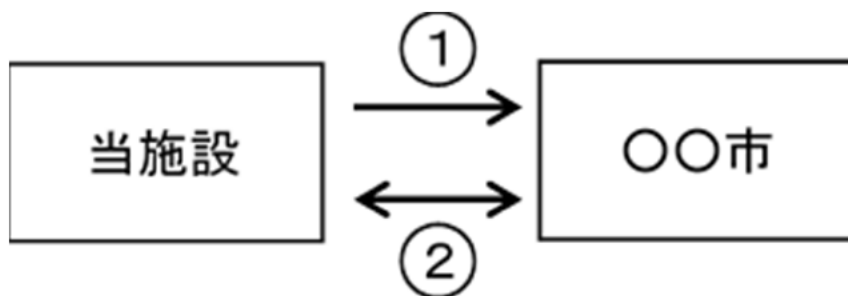
## 【突発的に噴火した場合の基本的な対応】 (p30)

### 情報収集・伝達①

共有すべき  
情報について整理・記載

#### 【単体施設の例】

- 突発的な噴火が発生した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。
  - ①〇〇山の噴火の発生を認知した場合、ただちに災害対応体制をとるとともに、〇〇市に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。
  - ②情報班は、その後も継続して〇〇市と連絡を取り合い、情報共有を行う。共有を行う情報は以下のとおり。
    - ・ 施設が把握している火山活動の状況
    - ・ 利用者等の避難状況、被災状況(負傷数など)
    - ・ 施設及び周辺の被害状況
    - ・ 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
    - ・ 規制範囲外への避難実施のタイミング



緊急時の連絡の  
流れを図で整理

# 5. 情報伝達及び避難誘導

## 【突発的に噴火した場合の基本的な対応】 (p31)

### 連絡先一覧

夜間や休みを考慮した連絡先を整理しておく

### 【単体施設の例】

- 関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例は、以下のとおりである。

分類	業種	施設名	連絡先	代表者	備考
連絡先 (外部機関との窓口)	行政機関	〇〇市	〇〇課 直通電話: 0000-0000-0000	〇〇課 〇〇〇〇	
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他関係機関	〇〇地方気象台			
		〇〇消防署			
		〇〇警察署			

地区一体の場合は、各施設の連絡先も整理しておく

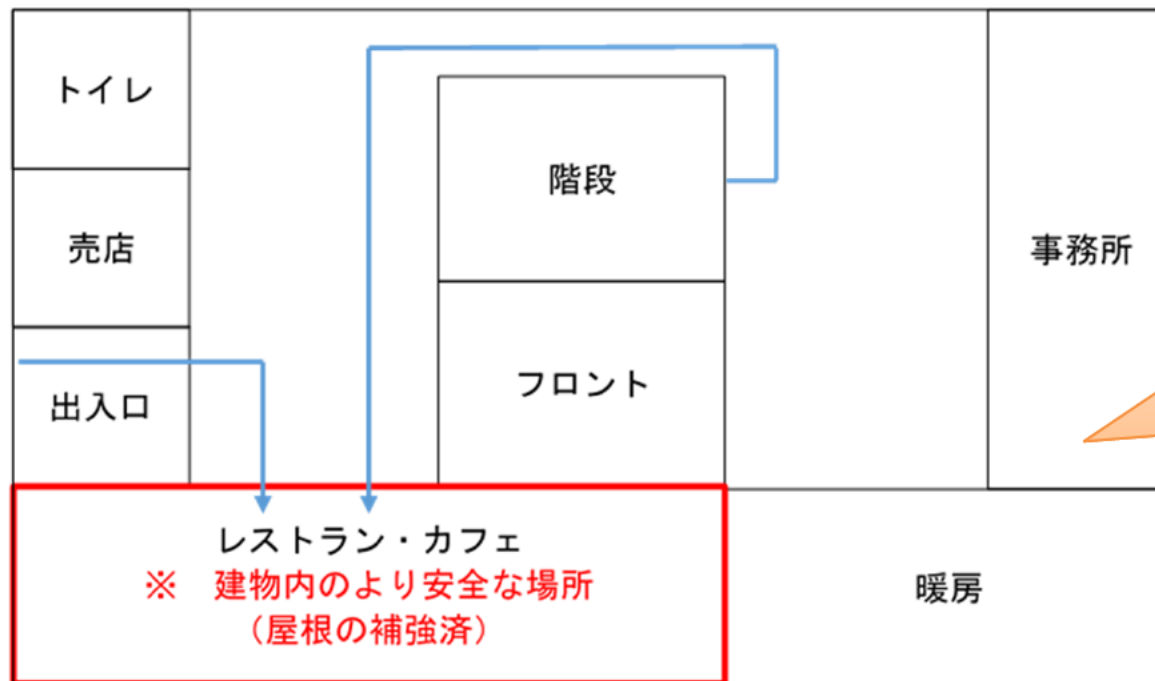
# 5. 情報伝達及び避難誘導

## 【突発的に噴火した場合の基本的な対応】 (p41、42、45)

### 避難誘導(屋内の緊急退避)

施設内の避難誘導方法を明記

- 当施設の避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布するとともに、建物内のより安全な場所(基本的に、屋根が補強されている〇〇。緊急退避者が入りきれない場合には1階か、火口からより遠い場所)などへの誘導を行う。
- レストラン・カフェへの経路図は以下のとおり。



施設内のより安全な場所  
(補強等がされている場所)  
の設定、避難経路図の作成

## 5. 情報伝達及び避難誘導

### 【レベル引上げ等に対応して避難が必要な場合の基本的な対応】 (p48)

- 市町村からの情報に基づき、規制範囲外まで避難することが必要。
- 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制や避難勧告等について、市町村から施設に第一報が伝達された場合、施設は**利用者等に規制範囲外まで避難**するように呼びかける。
- 市町村とはその後も継続して連絡をとり、情報の共有を図る。
- その後、施設利用者等を、市町村の指示に従い、計画的に規制範囲外まで避難誘導する



## 5. 情報伝達及び避難誘導

### 【レベル引上げ等に対応して避難が必要な場合の基本的な対応】 (p48、49)

#### 情報収集・伝達①

#### 【単体施設の例(地区一体も同様)】

- ○○市地域防災計画には、○○山の噴火警戒レベルの引上げ、又は、立入規制を実施した場合、○○市が当施設に第一報を伝達することとなっている。
- 情報収集・伝達で行うことは、以下の通りである。
  - ①○○山の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入規制を実施したことについて、○○市から第一報を受けた場合、ただちに災害対応体制をとる。
  - ②その後、○○市と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。
- ●●ページの関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたる。

市町村の地域防災計画にある情報伝達システムを確認

地区一体の場合は、代表施設から各施設に情報伝達

## 5. 情報伝達及び避難誘導

### 【レベル引上げ等に対応して避難が必要な場合の基本的な対応】 (p52、53)

#### 情報収集・伝達②

#### 【地区一体の例(単体施設も同様)】

- 規制範囲外へ避難が必要となった場合、各施設の情報は、館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。
- 地区共同の屋外スピーカーは、〇〇ホテルの情報が操作し、広報する。
- 文案を下記に示す。

#### 〈施設の屋外空間及び建物内への広報〉

ただ今、〇〇山の噴火警戒レベルが〇に上がりました。これにより、火口から〇km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。繰り返します……

#### 〈施設周辺への広報〉

ただ今、〇〇山の噴火警戒レベルが〇に上がりました。これにより、火口から〇km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに〇〇方面に避難してください。避難に際しては、〇〇市や気象庁等から出される情報に注意してください。繰り返します……

施設及び周辺の利用者等へ伝達すべき情報を記載

利用者の場所などに応じた避難誘導の広報文案を記載

## 5. 情報伝達及び避難誘導

### 【レベル引上げ等に対応して避難が必要な場合の基本的な対応】 (p52、53)

#### 避難誘導(規制範囲外への避難)

#### 【地区一体の例(単体施設も同様)】

- 利用者等を規制範囲外に避難させるための避難経路を定めておき、避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。ただし、〇〇市から指示があった場合は、この限りではない。
- 各施設の避難誘導班は、利用者等の人数や避難の状況などを把握・整理し、代表施設と情報を共有する。
- 代表施設は、地区全体の避難状況を確認する。
- 代表施設は、避難手段ない利用者がある場合、〇〇市との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。
- 各施設は、最後に、施設内に残留者がいないか確認する。
- 避難経路や避難先は、●●ページを参照する。

基本的な避難手段や避難手段の手配の方法を記載

逃げ遅れ者がいないか確認

## 5. 情報伝達及び避難誘導

### 【立入規制の範囲外で避難が必要ない場合の基本的な対応】 (p54)

- この場合、避難は必要としないが、市町村からの情報を施設の利用者等に伝達することが必要。
- 噴火警戒レベル引上げや臨時の解説情報等についてが、市町村から施設に伝達された場合、利用者等に**情報を伝達し、危険な範囲に立ち入らないよう呼びかける**。
- 市町村とはその後も継続して連絡をとり、情報の共有を図る。



# 5. 情報伝達及び避難誘導

## 【立入規制の範囲外で避難が必要ない場合の基本的な対応】 (p55)

### 情報収集・伝達

#### 【単体施設の例】

- ○○市地域防災計画には、○○山の噴火警戒レベルの引上げや立入規制が実施された、もしくは臨時の解説情報が発表された場合、○○市が当施設に連絡することとなっている。
- 情報収集・伝達で行うことは、以下の通りである。
  - ①○○山の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が実施された、もしくは臨時の解説情報が発表されたことを、○○市からの連絡を受けた場合、ただちに情報収集体制をとる。
  - ②その後、○○市と随時、情報収集・伝達を行う。
  - ③施設内や屋外空間にいる利用者等に○○山の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が行われたこと、臨時の解説情報が発表されたことを呼びかける。文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、○○山の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、火口から○km圏に立入規制がかかります。○○道の○○より山側には入らないでください。なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。

また、今後の火山活動や気象庁・○○市から出される情報にご注意ください。繰り返します……

噴火警戒レベル等の情報  
について情報伝達

地区一体の  
場合、全ての  
施設に連絡

発表された情報  
内容に応じた  
広報文案を記載

## 7. 防災教育・訓練、日頃からの火山活動の観察① (p63)

### 【地区一体の例(単体施設も同様)】

- 当施設、地区における研修・訓練の実施
  - 毎年〇月に、従業員を対象に研修を実施する。
  - 毎年〇月に、避難誘導訓練を実施する。必要に応じて、利用者等に訓練への参加を呼び掛ける。訓練の結果は、〇〇市に報告する。
  - 毎年〇月に開催される火山防災協議会主催の避難訓練には、従業員を参加させる。
  - 日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。
- 避難確保計画の見直し
  - 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
  - 施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。

訓練や研修の実施時期について記載

計画作成後の見直し方法について記載

# 火山地域における避難確保計画作成の事例

# 避難確保計画作成に向けての地方公共団体の支援事例

## 弟子屈町(アトサヌプリ)

- 避難促進施設の指定にあたり、計画作成が義務付けられると、指定を拒む施設がいると考えられるため、努めて簡単に作る方法の検討を行った。
- 検討の結果、最小限必要な事項を記載したフォーマットを作成し、詳細はアトサヌプリ火山防災計画(避難計画)を参照するようにと、避難確保計画に付随してアトサヌプリ火山防災計画(避難計画)も配布した。

## 大島町(伊豆大島)

- 町が、施設管理者や都などの防災関係機関が参加するワークショップを開催し、施設管理者自身が主体的に避難確保計画を検討できるよう計画作成の支援を行っている。
- 第1回WSは、管理者等が確保計画に関する知識を習得するとともに、計画の必要性について理解を深めるため、町から避難計画の説明を行ったほか、内閣府による確保計画の手引きの解説、火山専門家による伊豆大島の火山活動の解説などを行った。
- 第2回WSでは、施設の図面等を広げながら、確保計画の具体的な内容を検討した。

## 鹿児島市(桜島)

- 避難確保計画のひな形を作成し、各施設を個別に訪問するなどして、計画作成支援を行った。
- 指定した避難数は、2018年10月時点で34施設で、計画作成も完了し、この計画に基づく避難訓練も実施している。
- 今後、大規模噴火を想定した場合の鹿児島市街地での避難促進施設の指定をどのように進めるかが課題となっている。



# 避難確保計画作成の事例

## 火口周辺の単体施設での作成事例 ～二ノ池山荘(御嶽山 長野県木曾町)～

### II 施設の位置

- 当施設は、御嶽山想定火口域から約1.1km、想定火口域の南側に位置する1979年以降火山活動が活発な剣ヶ峰南西斜面(79-7火口)から約1.1kmに位置しており、御嶽山火山防災計画によると、当施設に影響のある火山現象は以下のとおりである。

ケース	影響のある火山現象
想定火口域全体から噴火の場合	大きな噴石、火砕流(火砕サージを含む)、融雪型火山泥流
剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合	大きな噴石、火砕流(火砕サージを含む)

- 以下に、施設の位置図を示す。

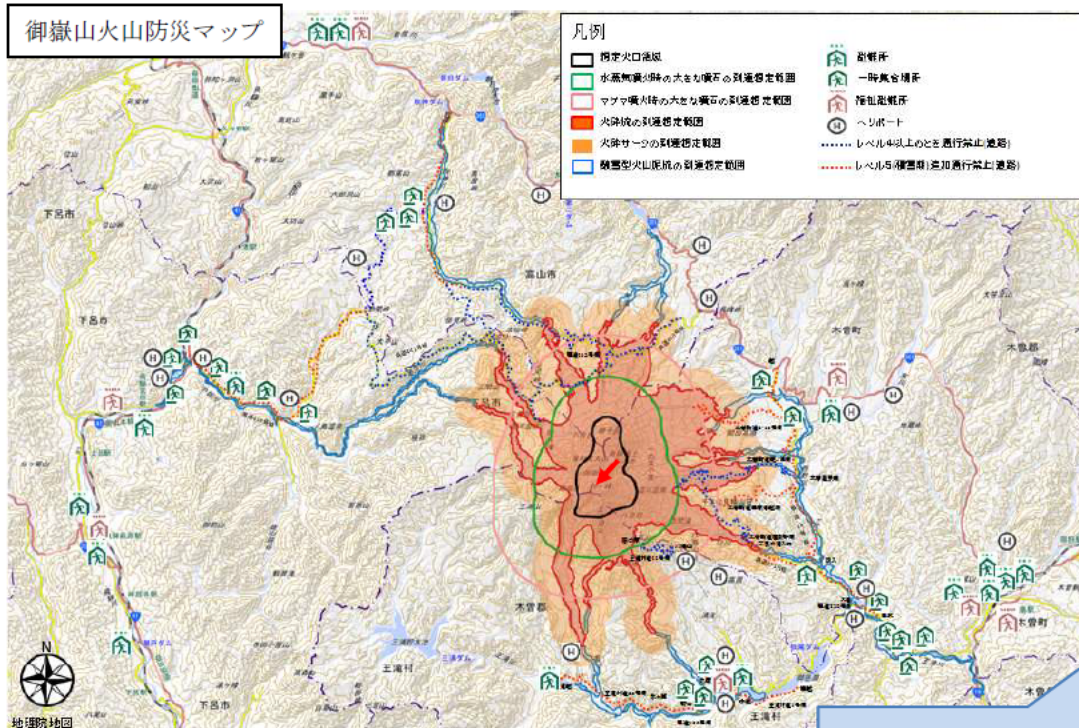
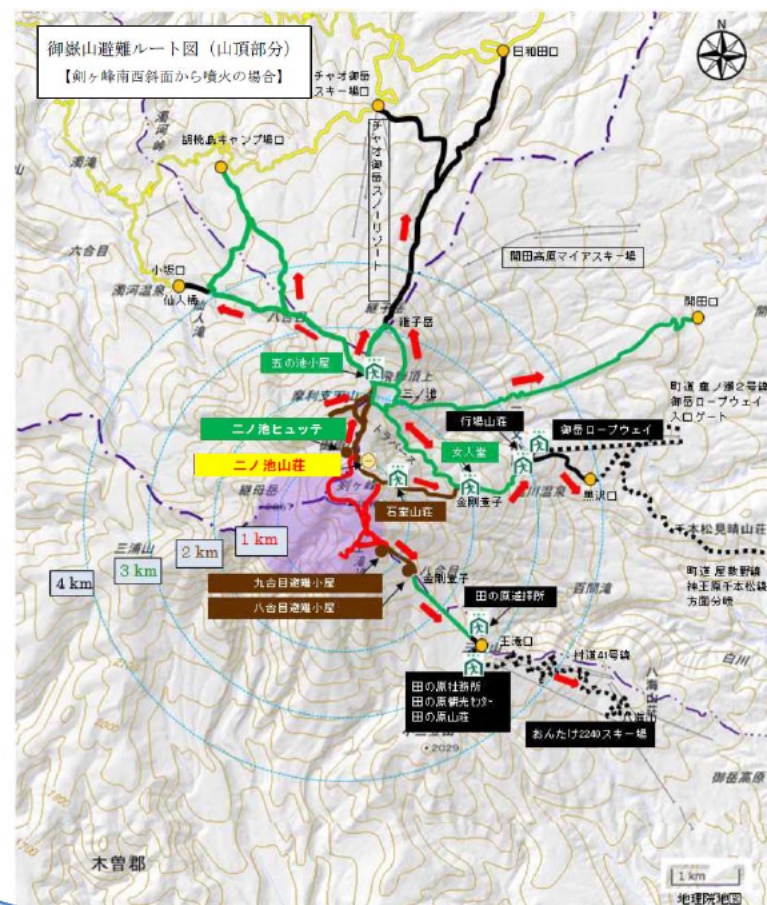


図 2-1 施設の位置図

施設に影響する火山現象を記載している。



火山防災マップ、避難経路図上に施設の位置を掲載している。



# 避難確保計画作成の事例

## 火口周辺の単体施設での作成事例 ～二ノ池山荘(御嶽山 長野県木曾町)～

### Ⅲ 避難対象計画の対象とすべき人数及び範囲

- (1) 避難確保を行うべき対象は、当施設従業員、利用者及び施設の周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）とする。
- (2) 当施設の従業員数、最大利用者数、当施設に緊急避難してくる者の想定人数は、以下のとおり。

表 3-1 避難を確保すべき対象者数（日中のピーク：8月の休日の12時頃を想定）

従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等
3人	100人	50人

表 3-2 避難を確保すべき対象者数（夜間のピーク：8月の休日の22時頃を想定）

従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等
3人	70人	0人

最盛期の最も混み合う時期の従業員、施設・施設周辺にいる観光客を、日中と夜間でそれぞれ想定している。

# 避難確保計画作成の事例

## 居住地域内の単体施設での作成事例

### ～桜島港フェリーターミナル(桜島 鹿児島県鹿児島市)～

#### 3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

桜島港は避難港に指定されていることから、周辺住民が避難勧告等により島外避難する場合、当ターミナルに集結することになっている。また、平成28年度に実施した島内住民への意向調査によると、桜島全島から車により桜島フェリーを利用して避難を希望する住民が多数いることが把握されている。

このようなことから、避難確保を行うべき対象は、当ターミナル利用者、勤務者また周辺の住民・観光客等のほか、桜島全島から車等により避難する住民とする。

当ターミナルの勤務者数、最大利用者数、当ターミナルに避難してくる者の想定人数等は、以下のとおりである。

表1 避難を確保すべき対象者数

(日中のピーク：8月中旬 1時間あたり最大の利用状況等を想定)

勤務者数	最大利用者数
65人	1,100人

(夜間のピーク：8月中旬 1時間あたり最大の利用状況等を想定)

勤務者数	最大利用者数
6人	270人

表2 避難を確保すべき対象者数

(周辺住民数等の人数、及び車での避難希望者の利用車両台数(地域防災計画及び意向調査から))

桜島港避難指定の住民数	周辺の観光客等	フェリーによる車での避難希望の台数
377人	100人	637台

観光客、施設の勤務者に加え、全島避難時に利用する住民も避難確保の対象者として想定している。

# 避難確保計画作成の事例

## 火口周辺の複数施設での作成事例 ～白山室堂諸施設(白山 石川県白山市)～

### 3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

■当地区において避難確保を行うべき対象は、当地区を構成する施設の従業員、利用者、また地区内の施設周辺にいる登山者等（以下「利用者等」という。）とする。

■当地区を構成するそれぞれの施設の従業員数、最大利用者数、当地区の施設周辺にいる登山者等の想定人数は、以下のとおりである。

表3-1 避難を確保すべき対象者数  
(日中のピーク：8月の休日の14時ごろを想定)

業種	施設名	従業員数 又は 管理者数	最大 利用者数	当地区の施設周辺 にいる登山者等
宿泊施設	① くらゆり荘	25人	40人	570人
	② こざくら荘		40人	
	③ 御前荘		40人	
	④ 白山荘		30人	
	⑤ 白山雷鳥荘		4人	
その他	⑥ 室堂ビジターセンター		116人	
小計		25人	270人	570人
合計			865人	

表3-2 避難を確保すべき対象者数  
(夜間のピーク：7月末の休日の夜間を想定)

業種	施設名	従業員数 又は 管理者数	最大 利用者数	当地区の施設周辺 にいる登山者等
宿泊施設	① くらゆり荘	25人	200人	0人
	② こざくら荘		200人	
	③ 御前荘		200人	
	④ 白山荘		150人	
	⑤ 白山雷鳥荘		20人	
小計		25人	770人	0人
合計			795人	

最盛期の最も混み合う時期について、従業員、施設・施設周辺にいる登山者について、施設別、地区内全体でそれぞれ想定している。



# 避難確保計画作成の事例

## 火口周辺の複数施設での作成事例 ～白山室堂諸施設(白山 石川県白山市)～

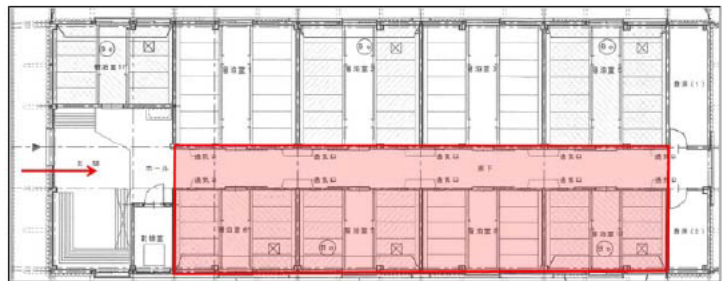


図5-6 くろゆり荘内のより安全な場所



図5-7 こざくら荘内のより安全な場所

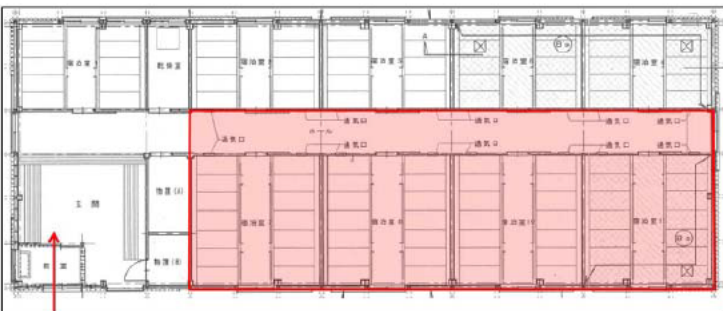


図5-8 御前荘内のより安全な場所

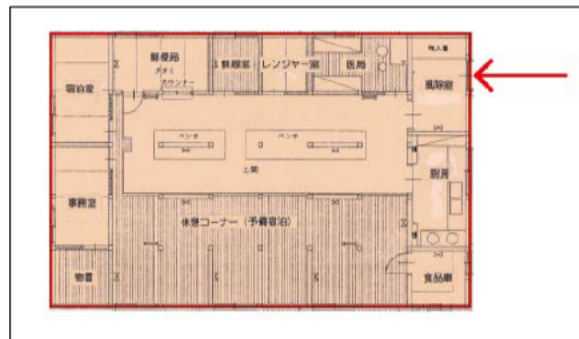


図5-9 白山荘内のより安全な場所



図5-10 白山雷鳥荘内のより安全な場所

施設ごとに建物内の緊急退避する場所を掲載している。

# 他の災害での避難確保計画作成の事例

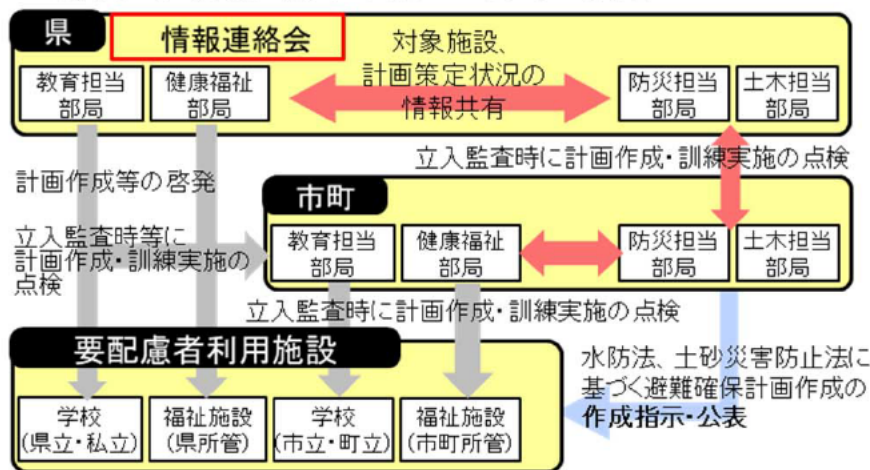
# 避難確保計画作成に向けての地方公共団体の支援事例

## 計画作成を促進するための体制構築

- 河川・土木部局の呼びかけのもと、防災部局のみならず、福祉部局や教育部局等施設を所管する部局との連携体制を構築
- 徳島県では、河川部局に避難確保計画作成促進のための専任の職員を配置

### 香川県の体制

- 関係部局から構成される「情報連絡会」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定

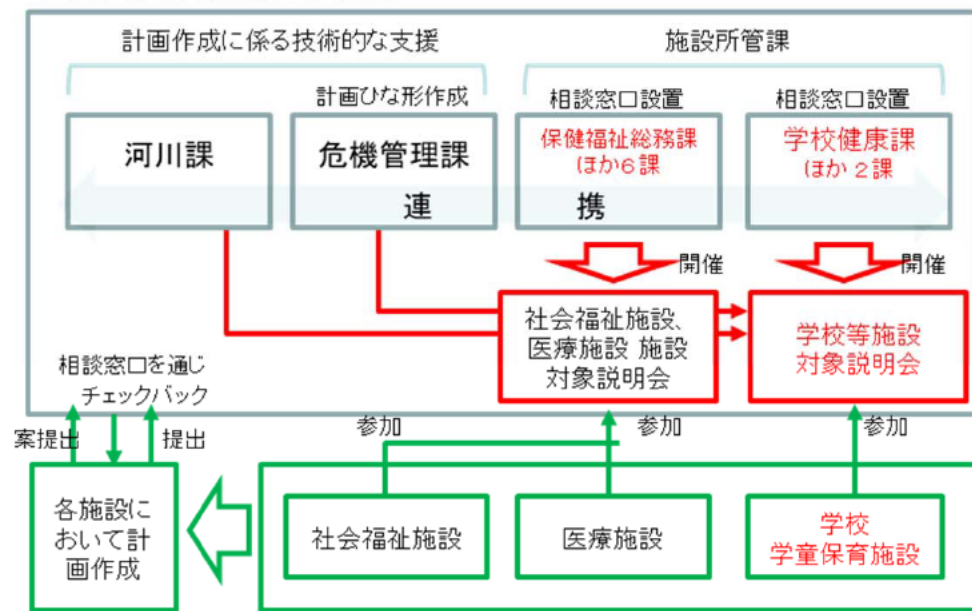


### 徳島県の体制

- 河川整備課内に専任の担当者（河川行政の経験を有する委嘱職員）を配置、担当者が県内市町村や施設を直接支援
- 対象施設にとって馴染みのない河川部局からの連絡で最初は戸惑う施設もあったが、法改正の趣旨等を丁寧に説明することにより、コミュニケーションを確立

### 宇都宮市の体制

- 関係部局から構成される「庁内関係課会議」を結成、庁内関係課の役割分担や進め方を協議して連携体制を構築
- 施設所管課毎に相談窓口を設定（会議自体は定期的に開催していないが、防災・河川部局が中心となって情報共有等は緊密に実施）



適切な役割分担により取組を効果的に促進



# 避難確保計画作成に向けての地方公共団体の支援事例

## 地域特性等を踏まえた独自のひな形

- 市の防災体制や地域特性を考慮し、避難勧告等の発令基準や確認すべき水位計の情報等をあらかじめ入力した独自のひな形
- 国土交通省作成の手引き・ひな形をよりコンパクト化

### 水戸市のひな形

体制	体制確立の前倒時期	活動内容	対応要員
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>水戸市に大雨洪水注意報発表</li> <li>那珂川水府橋水位がはんげ塗意水位(4m)に達したとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水をはじめとする気象に関する情報収集</li> </ul>	情報班
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>水戸市に大雨洪水警報発表</li> <li>那珂川水府橋水位が避難判断水位(5.4m)に達するおそれがあるとき等</li> <li>治水戸市から連絡が入る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水をはじめとする気象に関する情報収集</li> <li>使用する資器材の準備</li> <li>入居(退)者の家族等への事前連絡</li> <li>避難所等においては、外来参観者禁止</li> <li>周辺住民への事前協力依頼</li> <li>要配慮者の避難誘導</li> </ul>	情報班 避難誘導班 情報班
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報発表</li> <li>避難勧告等の発令</li> <li>那珂川水府橋水位が避難判断水位(5.4m)を越え、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、はんげ塗意水位(5.8m)に達したとき</li> <li>治水戸市から連絡が入る。</li> <li>危険の前兆を確認 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導</li> </ul>	避難誘導班

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれないことと早期の避難を想定しておく。

### 7 地域との連携

- 目頃から、地域との関係を探り、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受け入れ」など双方間の連携を行うよう努める。
- 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

○水戸市内における避難勧告等の発令基準を記入済み

### 栗原市のひな形

○水戸市・水戸局編纂「河川環境防災推進システムの構築と取組事例」参照  
 読み手、水位計等  
 行先の確認

項目	実施者	実施内容
(1) 河川環境防災推進システムの構築と取組事例	水戸市	河川環境防災推進システムの構築と取組事例の作成
(2) 河川環境防災推進システムの構築と取組事例	水戸市	河川環境防災推進システムの構築と取組事例の作成
(3) 河川環境防災推進システムの構築と取組事例	水戸市	河川環境防災推進システムの構築と取組事例の作成
(4) 河川環境防災推進システムの構築と取組事例	水戸市	河川環境防災推進システムの構築と取組事例の作成
(5) 河川環境防災推進システムの構築と取組事例	水戸市	河川環境防災推進システムの構築と取組事例の作成
(6) 河川環境防災推進システムの構築と取組事例	水戸市	河川環境防災推進システムの構築と取組事例の作成

※1 トシ毎に河川環境防災推進システムの構築と取組事例を更新することとする。  
 ※2 トシ毎に河川環境防災推進システムの構築と取組事例を更新することとする。

○栗原市の地域特性を基に、確認すべき河川や水位計の情報を記入済み

### 徳島県のひな形

ひな形1  
 ○○保育所における洪水時等の避難確保計画

#### 第1節 総則

##### 1 目的

第1条 ○○保育所洪水時等避難確保計画は、本法の規定に基づき、施設における洪水等の被害から施設利用者（以下「利用者」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するために、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

##### 2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、施設の職員及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

#### 第2節 自衛水防組織

##### 1 自衛水防組織と役割分担

第3条 ○○保育所の自衛水防組織として、施設長(管理者)を組織責任者とし、次の役割分担により、組織活動を遂行する。

施設管理責任者		
施設長	徳島 ○○○	任務 ・災害発生時の避難確保の組織責任 ・確保資金の確保等の調整 ・取組状況による利用者等への通知
副施設長	徳島 ○○○	任務 ・避難確保の調整 ・施設長が不在時の代理 ・避難所等の指定や誘導

##### 2 自衛水防組織員の防災教育及び訓練

第4条 自衛水防組織の役割に対しては、新職員採用や退職者の新任時にあいて、防災に係る研修を実施するとともに、年1回以上、自衛水防組織が適用した避難訓練を実施する。

#### 第3節 防災体制

##### 1 洪水時の防災体制

第5条 洪水時においては、次の防災体制をとるとする。

体制	体制確立の前倒時期	活動内容	対応要員
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下(1)のいずれかに該当する場合は、洪水注意報等の発表と同時に注意体制を発令する。</li> <li>○田が川洪水注意報発表</li> <li>○田が川洪水注意報発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水をはじめとする気象に関する情報収集</li> </ul>	情報班
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当する場合は、警戒体制を発令する。</li> <li>○田が川洪水警報発表</li> <li>○田が川洪水警報発表</li> <li>○田が川洪水警報発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水をはじめとする気象に関する情報収集</li> <li>使用する資器材の準備</li> <li>入居(退)者の家族等への事前連絡</li> <li>避難所等においては、外来参観者禁止</li> <li>周辺住民への事前協力依頼</li> <li>要配慮者の避難誘導</li> </ul>	情報班 避難誘導班 情報班
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下(1)のいずれかに該当する場合は、非常体制を発令する。</li> <li>○田が川特別警報発表</li> <li>○田が川特別警報発表</li> <li>○田が川特別警報発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導</li> </ul>	避難誘導班

○国土交通省の手引き・ひな形から要点を絞り込み、県独自のひな形として作成

計画作成における施設管理者の負担を軽減



# 避難確保計画作成に向けての地方公共団体の支援事例

## 各施設への個別対応など

- 各施設の戸別訪問や電話対応などのきめ細かい対応
- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
- 計画が提出されるまで継続して作成を依頼

### 水戸市の対応

- ハザードマップ改訂時に、要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問し避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を含めて説明
- 提出期限までに計画が未提出の施設に対して、**市職員が戸別訪問**して作成を依頼。戸別訪問に係る時間は、1件あたり計画作成を含めて約30分程度

### 徳島県の対応

- 県独自のひな形を作成・公開。インターネット環境がない施設には郵送
- 個々の施設管理者に対し、水防法改正による避難確保計画作成の義務化の経緯や重要性、上記ひな形への記入方法を**電話等で直接説明**

### 宇都宮市の対応

- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口**となる職員を配置  
(窓口への相談で課題解決した例)  
近隣に指定緊急避難場所がなく、避難確保計画に避難場所を盛り込むことが困難な施設からの相談を受け、施設所管課において避難場所として活用できる所管施設を紹介

### 大仙市の対応

- 水防法改正により避難確保計画の作成が義務化される以前から各施設管理者に対し計画書の作成を依頼してきた。
- 市内全127施設において計画書が提出されるまで継続して作成を依頼し、**必要に応じて職員が直接指導**を行ってきた。

細やかな対応により施設管理者の理解を促進

# 避難確保計画作成に向けての地方公共団体の支援事例

## 計画の作成依頼や提出方法を工夫

- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階(案提出→本提出)の提出

### 安来市の依頼

安防第230号  
平成29年10月17日

御中

市の公文書  
で依頼

安来市長 近藤宏樹  
(総務部防災課)

避難確保計画の提出について(通知)

平素より、安来市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」の施行により、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施が義務となりました。  
つきましては、貴施設に該当する想定災害の「浸水」「土砂災害」に対する避難確保計画(写し)と、別添の調査票を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 提出していただくもの  
(1) 避難確保計画(写し)  
※現在、避難確保計画を策定していない場合  
① (2)の調査票に作成予定をご記入のうえ提出してください。  
② 避難確保計画を策定されたら、写しを提出してください。  
(2) 避難確保計画及び避難訓練にかかる状況調査票

施設が提出予定  
時期を報告

〒692-8686 安来市安来町878番地2  
TEL) 0854-23-3152 《Eメール》 [bousai@city.yasugi.shimane.jp](mailto:bousai@city.yasugi.shimane.jp)  
にお困りの場合は、ご相談ください。

- 提出方法  
郵送、持参、Eメール、FAX

- 締切り  
平成29年11月22日(水)

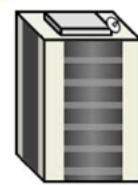
### 宇都宮市の依頼

宇都宮市

施設所管課

河川課

危機管理課



案段階での  
計画提出

①説明会を開催

②避難確保計画案  
を提出

一週間程度

③計画案の確認  
修正事項を指摘

④指摘事項を反映  
計画を提出

対象施設



高い計画提出率を実現

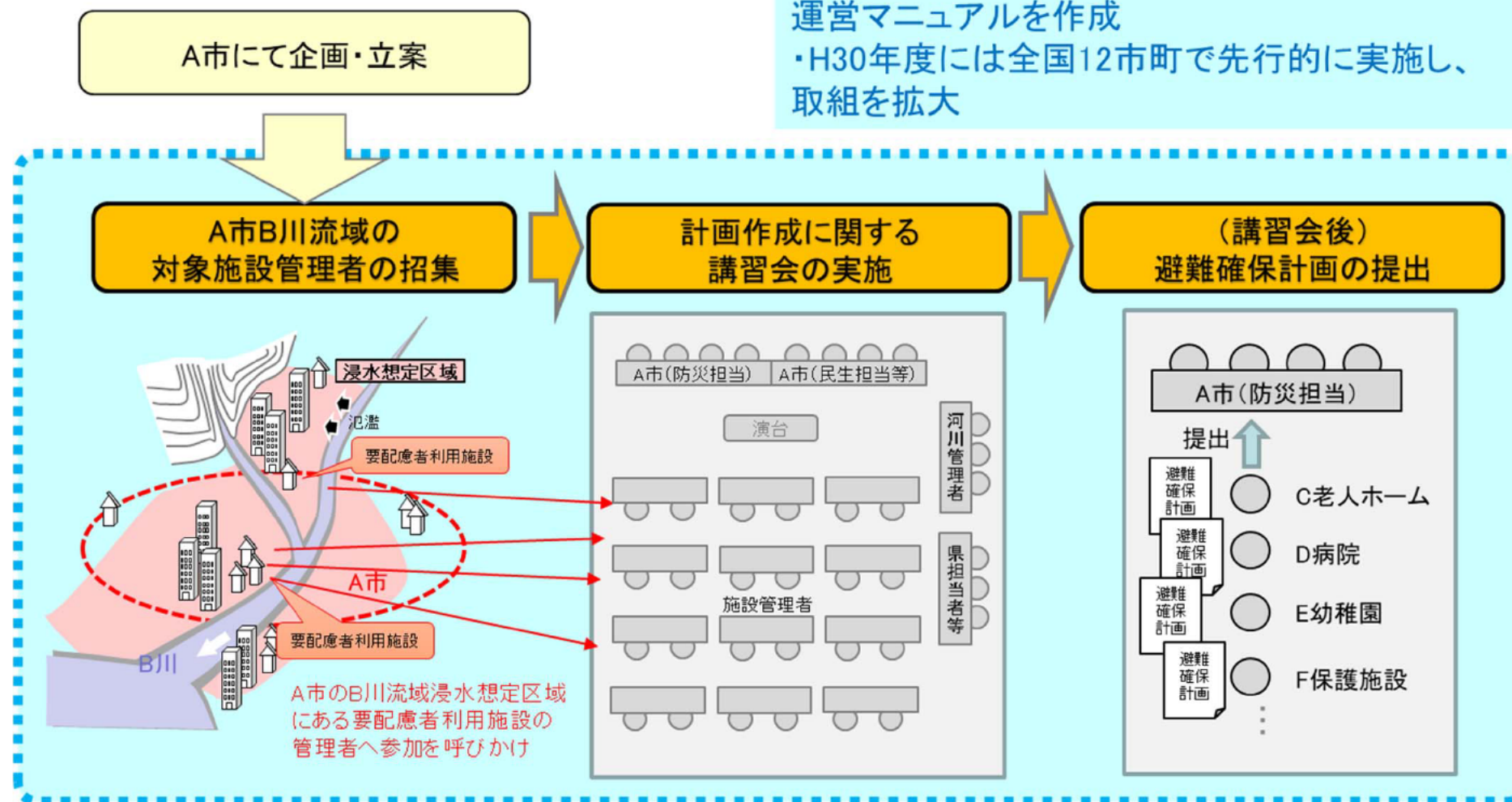


# 避難確保計画作成に向けての地方公共団体の支援事例

## 講習会プロジェクト

- 市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

### 【講習会運営フロー】





# 避難確保計画作成に向けての地方公共団体の支援事例

## 市町村ごとの取組 茨城県水戸市

- 市の特性に合わせたひな形を作成。予め防災体制確立基準（洪水予報等によるトリガー）等を記載。
- 説明会開催、戸別訪問を通じて避難確保計画作成を支援。

### ＜独自のひな形を作成＞



### ＜施設への個別対応＞

- ハザードマップ改訂時に、ハザードマップに要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問して避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を解説
- 提出期限までに計画が未提出の施設や、説明会に参加できなかった施設に対して、**市職員が戸別訪問して作成を依頼するとともに、再度の説明。**戸別訪問に係る時間は、1件あたり約30分程度

- 国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に計画作成のひな形を独自に作成
- 水戸市内における避難勧告等の発令基準や、避難勧告等が発令された際の施設における活動内容をあらかじめ示すことで**施設の計画作成における負担を軽減、理解を促進**

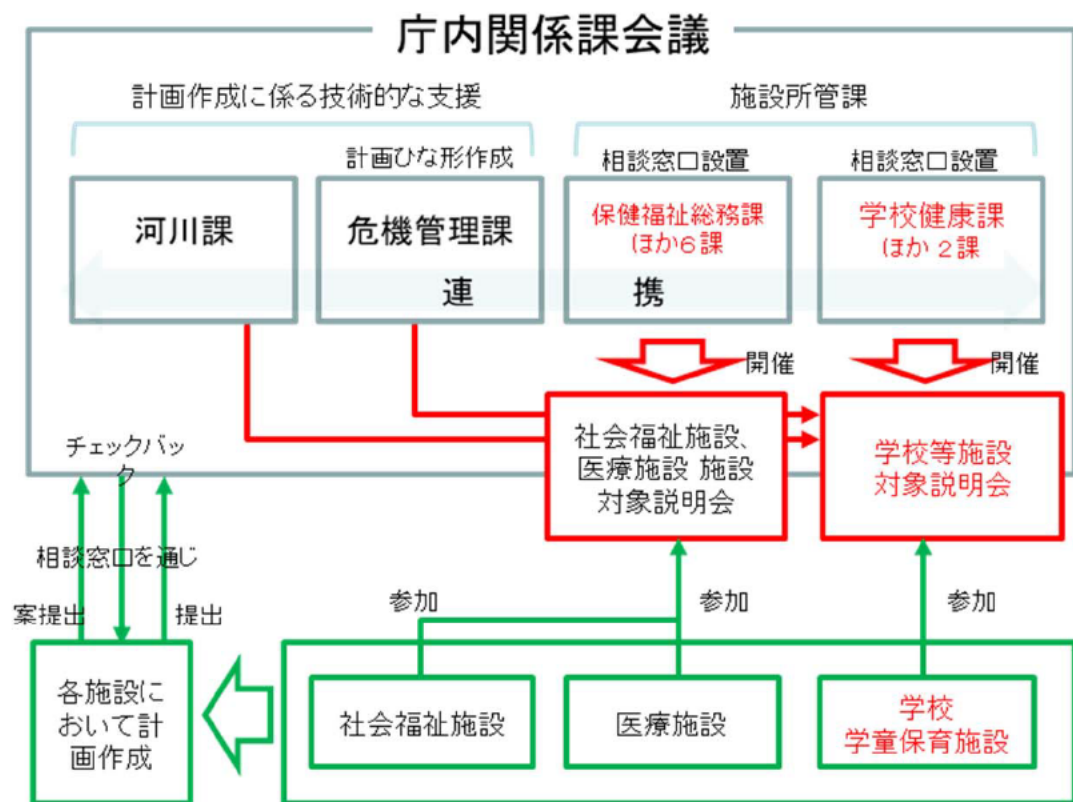
避難確保計画の作成状況  
(平成30年3月末時点) **97% (65/67)**

# 避難確保計画作成に向けての地方公共団体の支援事例

## 市町村ごとの取組 栃木県宇都宮市

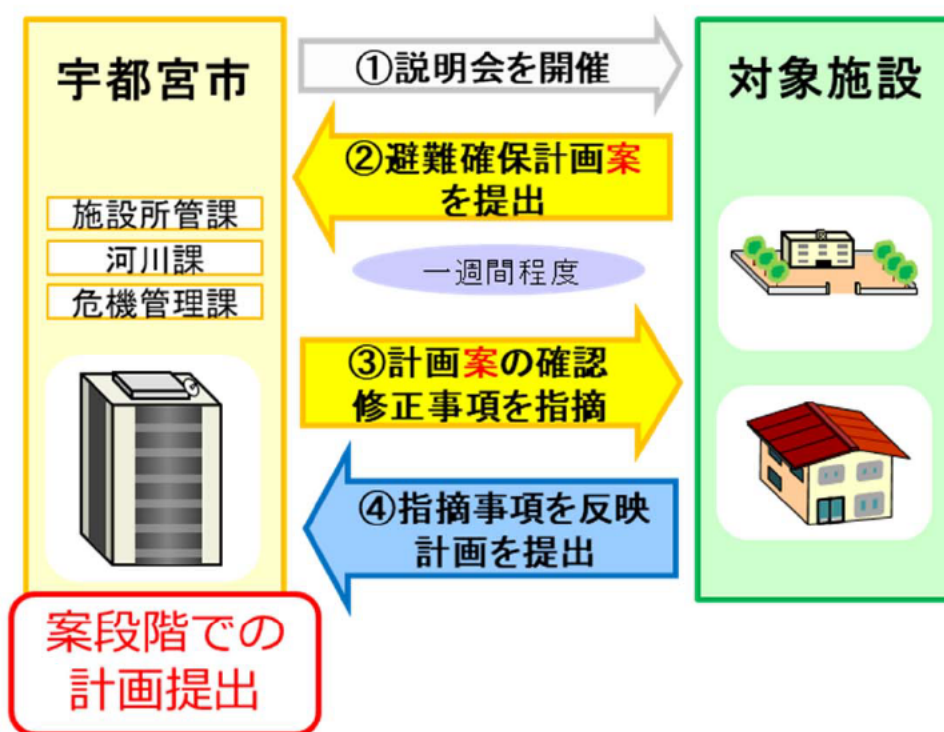
- ・ 庁内関係部局から構成される「庁内関係課会議」を結成し、役割分担や進め方を協議して連携体制を構築。
- ・ 施設所管課毎に相談窓口を設定し、「庁内関係課会議」が一体となって計画作成を支援。
- ・ 案段階の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

### <庁内関係課会議を設立>



施設に対して効果的な助言・はたらきかけ

### <計画の提出方法に工夫>



避難確保計画の作成状況 (平成30年10月末時点) **100%** (49/49)



# 避難確保計画作成に向けての地方公共団体の支援事例

## 市町村ごとの取組 三重県津市

- 平成29年11月に三重県津市において、講習会を開催(前期・後期の2部構成で開催)
- 前期講習会では、有識者や河川管理者等が計画作成に向けたポイントを説明し、計画案の検討を依頼
- 後期講習会では、少人数のグループに分かれて他施設管理者と計画作成上の課題や取組等を共有
- 講習会実施後、参加施設の管理者は作成した計画を提出

### 【プロジェクト実施の効果】

講習会に参加した全90施設で計画作成が完了

(講習会実施前)  
37施設(41.1%)



(講習会実施後)  
90施設(100%)

### 講習会の開催状況

#### 前期講習会

##### 【開催日時】

- 平成29年11月7日(火) 14:00~16:00
- 参加施設数75施設

##### 【次第】

- ・特別講演:「避難確保計画作成の必要性について」  
(三重大学大学院 川口 淳 准教授)
- ・関係機関からの話題提供
- ・津市における災害時の防災情報伝達について(津市)
- ・避難確保計画の作成方法について(中部地方整備局)

#### 後期講習会

##### 【開催日時】

- 平成29年11月30日(木) 14:00~16:00
- 参加施設数60施設 ※前後期合わせて90施設参加

##### 【次第】

- ・ワールドカフェによる課題と知恵の共有  
～避難させることができる計画を作成するために～  
(テーマ1) 作成した(作成中の)計画で避難させることができますか?  
(テーマ2) 要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える(協力できる)ことがありますか?



会場全体の状況



三重大 川口准教授による  
ワールドカフェ手法の説明



テーブルでの意見集約状況



会場全体の状況

- ◆付箋紙(赤): 第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙(黄): 第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙(青): 第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね!の●シールを貼付



# 要配慮者利用施設の避難確保計画の検討事例

～グループホーム（岩手県久慈市）の例～

- ハザードマップ等から、施設の災害のリスク、施設周辺の市町村が指定している避難場所を確認し、避難場所を検討している。

## 【避難場所の確認】

- ✓ ハザードマップや市のホームページ等から施設周辺の避難場所を確認した（※避難場所は災害種別毎に指定されていることに留意）。



避難場所の施設の位置だけでなく、施設が活用できる災害の種別、施設の階数や広さ、福祉避難所としての指定状況など施設の特徴についても比較検討し、避難先を検討している。

番号	施設名	指定緊急避難場所					避難場所の特徴
		洪水	崩壊、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	
①	久慈中学校	×	●	—	●	—	どちらも施設から近いが、浸水区域内にあり、洪水の避難場所に指定されていない。避難場所①は「近隣の安全な場所」として活用することは考えられる。（避難場所②は1階建てのため、「近隣の安全な場所」として考えない）
②	栄町町民会館	×	●	—	●	—	浸水区域外にある避難場所の中では施設から最も近いが、スペースが大きくないため、周辺の住民が避難した場合に入れないおそれがある。
③	天神堂公民館	●	●	—	●	—	—
④	寺里公民館	●	●	—	●	—	—
⑤	元気の泉	●	●	●	●	●	他の避難場所に比べて遠いものの、福祉避難所にも指定されており、ベッドや布団等があるため、発災後の避難生活を考慮すると、他の避難場所と比較して入所者への負担が少ない。
⑥	久慈東高等学校	●	●	—	●	—	—

出典：「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」内閣府（防災担当）、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁 平成31年3月 第3版



# 要配慮者利用施設の避難確保計画の検討事例

～グループホーム（岩手県久慈市）の例～

- 検討した避難場所までの避難経路を、ハザードマップ等を確認しながら検討している。

ハザードマップの想定、付近の用水路の内水浸水の実績、道路の広さなどを考慮して、避難経路を比較検討している。

現地を実際に歩いて、避難経路の特徴を確認している。

## 【避難経路の浸水実績の確認】

- ✓ 避難場所は「元気の泉」として検討する※。
- ✓ 施設から避難場所までの避難経路は、以下の4ルートが検討に挙げられた。



【避難経路①】  
平成28年台風第10号の際に、実際に避難した経路である。ただし、道路沿いに用水路があり、幅員は狭く、周辺よりも道路が低い。平成28年台風第10号時は膝下程度まで浸水していた。

【避難経路②】  
避難経路①の危険箇所を避けており、幅員も広い。ただし、内水浸水実績範囲を通過する。

【避難経路③】  
川沿いを通るが過去に浸水した実績がある箇所は通行しない。内水浸水実績範囲が浸水した際は水防活動により通行止めとなる。

【避難経路④】  
遠回りではあるが、過去に浸水等により通行止めを実施した箇所を通行せず、通行止めとなる可能性は低い。

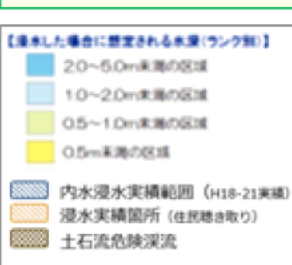
道路沿いに用水路があり、幅員は狭い（平成28年台風第10号の際は、膝下まで浸水）



周辺で最も標高が低い。周辺は田畑で、浸水した場合は周辺と道路の境目は分らなくなる



内水浸水実績範囲が浸水すると水防活動を行うため通行止めとなる。



出典：「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」内閣府（防災担当）、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁 平成31年3月 第3版